

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人 日本監査役協会 3010005017481	講習会への参加料	120,400		平成28年 4月 8日 6月10日 7月 8日 9月20日 10月20日 11月18日 平成29年 1月20日 2月20日		公社	国所管
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会 7010405010495	講習会への参加料	162,320		平成29年2月10日 2月20日 2月28日 3月31日		公社	国所管
公益社団法人 日本印刷技術協会 3011305001869	受講料	125,280		平成29年2月28日 3月10日		公社	国所管
公益財団法人 安全衛生技術試験協会 7010005000005	受験料	102,000		平成28年7月8日 10月7日 10月20日 11月18日 12月9日 平成29年1月10日 1月31日 3月10日		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。